

令和 5 年 8 月
デジタル庁

政府認証基盤の運用・保守業務民間競争入札実施要項の変更及び契約の変更について

1 政府認証基盤の運用・保守業務について

国民等と行政との間でインターネット等を利用してやり取りされる申請・届出等
手続に係る電子文書について、その文書が真にその名義人によって作成され、内容
に改ざんがないことを相互に確認できる仕組みとして、デジタル庁では政府認証基
盤を構築・運用しており、国の行政機関における官職等の電子証明書を一元的に発
行する政府共用認証局（官職認証局）と、国民等に係る電子証明書等を発行する民
間認証局等との間の相互認証を行うブリッジ認証局から構成されている。これらを
安定的に運用するため、その運用・保守業務については事業者に委託している。

2 実施要項・契約変更に至る経緯

デジタル化の進展に伴い、国から発出された処分通知等について、電子署名の有
効期間切れに対応し、申請・届出等の手続時点のみならず事後に国民が自らその真
正性を容易に確認できるようにすることや、電子署名に用いられる暗号の強度をよ
り高めていくことが求められている。

このため、一般に普及しているソフトウェアを用いた署名検証を可能とするた
め、また、新暗号に対応するために日本政府認証局を令和 5 年 12 月に運用開始し、
併せて、長期署名に対応する電子署名付与・検証機能の官職認証局への本番環境適
用を令和 5 年 10 月から順次行う（構築等の整備は別途調達済み）。

これにより、機器の追加による運用・保守業務が増加すること、追加する機能の
管理業務や外部サービスの利用が必要となることから追加の業務委託契約が必要と
なるが、現行契約の変更による実施が設備等の重複投資を防ぎ、最も効率的である
ため、契約変更を行うこととする。

3 実施要項変更・契約変更の主な内容

新暗号に対応した日本政府認証局（日本政府ルート認証局及び官職サブ認証局）
の運用開始や、政府共用認証局（官職認証局）が発行する官職証明書で付与する電
子署名の有効期間切れに対応し、行政文書の真正性の証明手段として活用できるよ
う電子署名の付与や検証する機能のプロトタイプ（令和 4 年度実施）の本番環境へ
の適用に伴い、必要となる運用保守業務を追加する。

【追加請負内容】

○業務増加に伴うシステム運用要員の増員

機器の増設・追加による管理業務、追加機能に係るヘルプデスク業務、日本政府認証局の証明書発行申請対応など、それぞれの役割に応じ、運用責任者補佐、上級 IA 操作員、一般 IA 操作員がそれぞれ 1 名程度の増加見込み。

○システム保守作業員の作業増加

○インターネット回線の帯域増速

10Mbps の帯域を 100Mbps に増速

○外部タイムスタンプサービスとの接続 ※令和 6 年度以降

4 契約金額の変更

具体的な金額については、官民競争入札等監理委員会での承認後、民間委託事業者との交渉において決するものとする。

以上